

報道関係者 各位

担当

令和6年10月10日  
広島労働局労働基準部監督課  
監督課長 伊達健司  
専門監督官 荒木勇太  
電話 082-221-9242

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和5年の監督指導、送検等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反率 68.4%～

広島労働局（局長 小沼 宏治）は、管内8労働基準監督署が、令和5年に県内の外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

### 令和5年の監督指導・送検の概要

- 1 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 674事業場（実習実施者）のうち461事業場（68.4%）。  
全国平均 73.3%  
監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。
- 2 主な違反事項は、健康診断結果についての医師等からの意見聴取（19.4%）、安全基準（18.2%）、割増賃金の支払（14.8%）の順に多かった。
- 3 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは1件。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技術等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

広島県内の技能実習生の人数は、全国で6番目に多い17,204人です（1）。国籍別では、ベトナムが最も多く8,730人、次いでインドネシア2,676人、フィリピン2,563人の順となっています（2）。

広島労働局や各労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

（1）厚生労働省 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末現在）』より

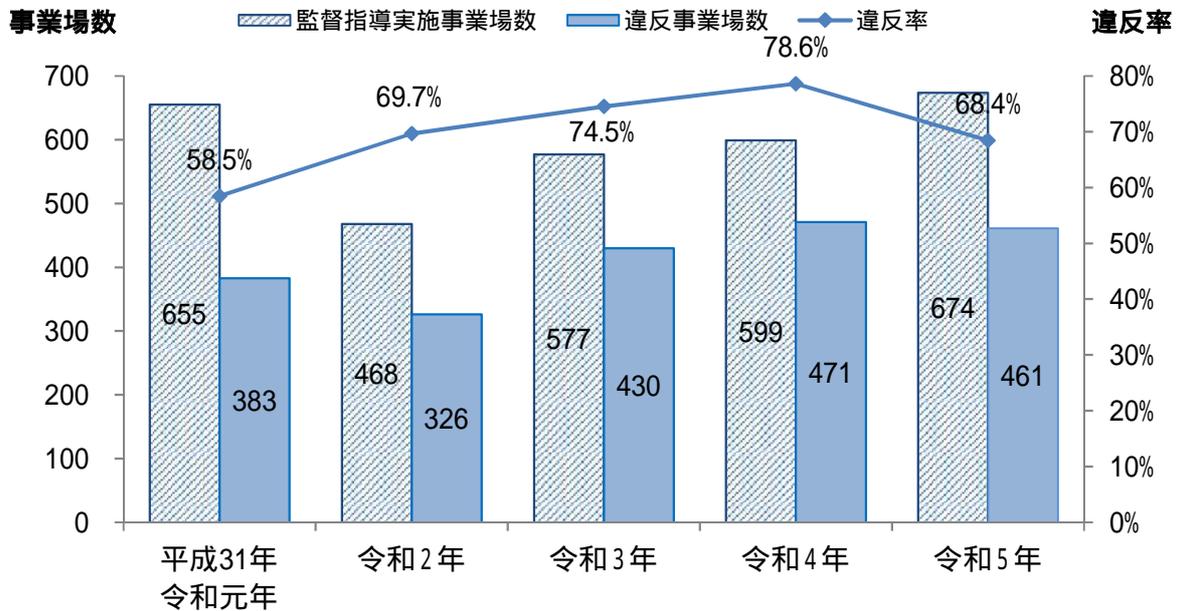
（2）広島労働局 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末現在）』より

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和5年）

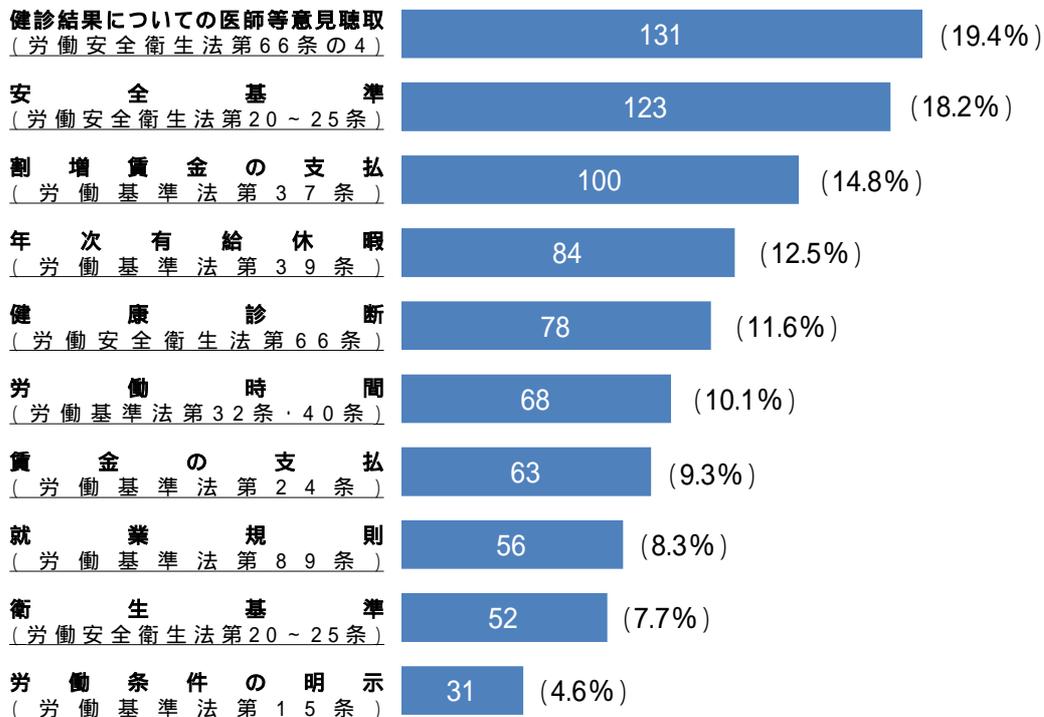
## 1 監督指導の状況

管内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して674件の監督指導を実施し、その68.4%に当たる461件で同法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、健診結果についての医師等意見聴取（131件、19.4%）、安全基準（123件、18.2%）、割増賃金の支払（100件、14.8%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属 製造	297	164 (55.2%)	安全基準 65 (21.9%)	衛生基準 42 (14.1%)	健康診断 38 (12.8%)
食料品製造	64	44 (68.8%)	安全基準 18 (28.1%)	労働時間 13 (20.3%)	年次有給休暇 10 (15.6%)
繊維・衣服 製造	30	25 (83.3%)	健診医師等 意見聴取 15 (50%)	割増賃金の 支払 6 (20%)	年次有給休暇 6 (20%)
建設	89	81 (91.0%)	健診医師等 意見聴取 38 (42.7%)	割増賃金の 支払 27 (30.3%)	賃金の支払 26 (29.2%)
農・畜産	7	5 (71.4%)	労働条件の 明示 2 (28.6%)	年次有給休暇 2 (28.6%)	健診医師等 意見聴取 2 (28.6%)
<参考> 全業種	674	461 (68.4%)	健診医師等 意見聴取 131 (19.4%)	安全基準 123 (18.2%)	割増賃金の 支払 100 (14.8%)

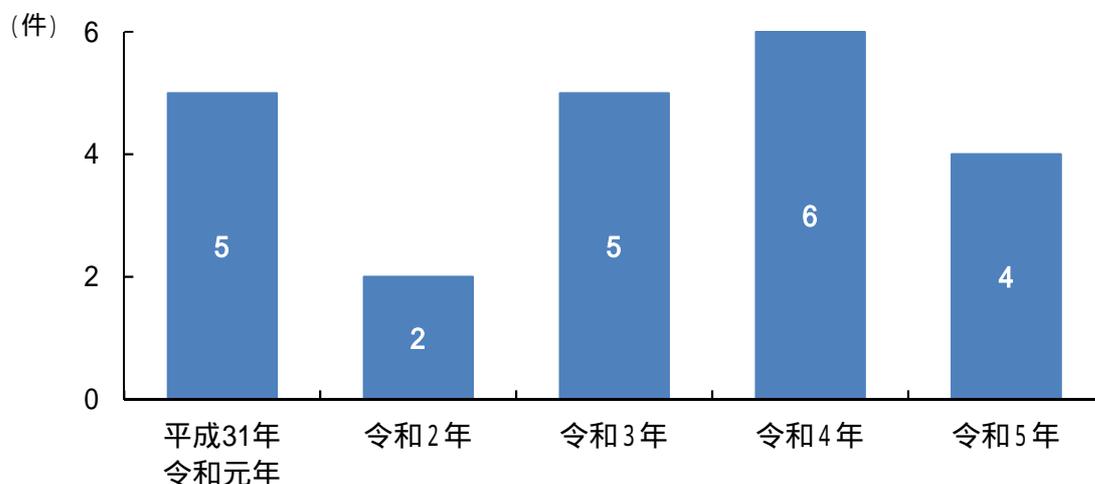
<注1> 「主な業種」は、令和4年度における技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

機械・金属製造・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、  
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業  
食料品製造・・・食料品製造業  
繊維・衣服製造・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業  
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業  
農・畜産・・・農業、畜産業

## 2 申告の状況

技能実習生から管内の労働基準監督署に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は4件であった。



令和5年の申告内容は、「賃金・割増賃金の不払」（労働基準法第24条、第37条）「解雇の予告手続」（同法第20条）、「年次有給休暇」（同法第39条）に関するものであった。

## 3 違反例

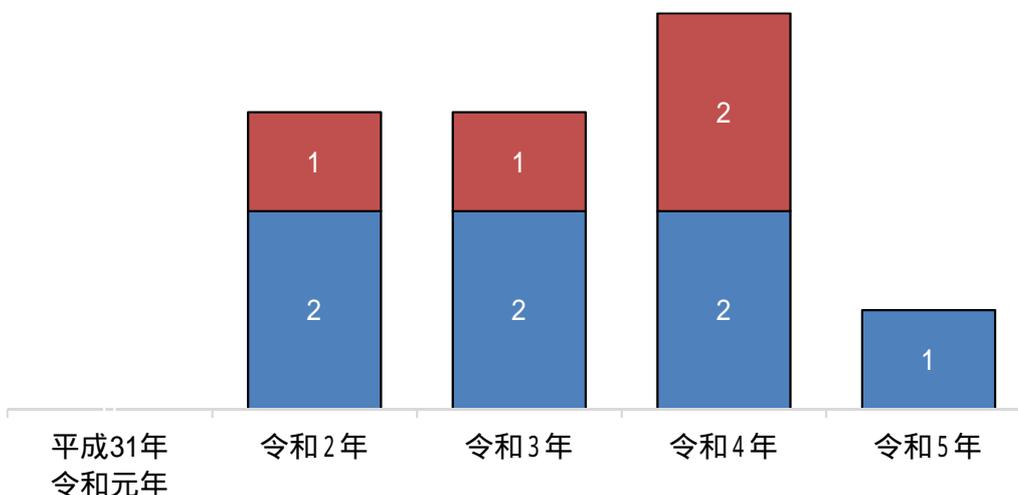
労働基準関係法令の違反例には、以下のようなものがあった。

賃金の支払 （労働基準法第24条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期賃金を所定の賃金支払日に支払っていなかったもの。</li><li>・労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がないのに、賃金から家賃・弁当代等を控除していたもの。</li></ul>
割増賃金の支払 （労働基準法第37条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間外労働に対し2割5分、休日労働に対し3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかったもの。</li><li>・割増賃金の計算の基礎となる賃金に、算入すべき手当を算入していなかったもの。</li></ul>
労働時間 （労働基準法第32条・36条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・36協定の有効期間を徒過しているにもかかわらず、時間外・休日労働を行わせていたもの。</li><li>・36協定で定める延長時間を超えて労働させたもの。</li><li>・1か月当たり100時間以上、連続する複数の月を平均して1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行かせたもの。</li></ul>
年次有給休暇 （労働基準法第39条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・年5日以上の有給休暇を付与する必要がある者に有給休暇を全く付与していなかったもの。</li><li>・年次有給休暇管理簿を作成していなかったもの。</li></ul>
安全基準 （労働安全衛生法第20～25条）	<ul style="list-style-type: none"><li>・作業に使用する足場に有効な手すりを設けていなかったもの。</li><li>・電気機械器具の充電部分に感電防止のための絶縁覆いを設けていなかったもの。</li></ul>

## 4 送検の状況

技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、管内の労働基準監督署が送検した件数は1件であった。

■労働基準法・最低賃金法違反 ■労働安全衛生法違反



令和5年の送検法条文は、次のとおりであった。

割増賃金の支払  
(労働基準法第37条) 1 (件)

令和5年の送検事例には、以下のようなものがあった。

### 事例

技能実習生12名に対し、時間外労働に対する法定の割増賃金の一部を所定支払日に支払わなかった疑いで送検

#### 調査経過

繊維製品製造及び販売業を営む事業場について、過重労働や労働条件通知書未交付等の労働基準関係法令違反の情報を受けて臨検を実施したところ、割増賃金の不払を含む法違反を認め、また、事業主の対応から悪質性が高いものと判断し、捜査に着手した。

捜査の結果、技能実習生12名に対して、時間外労働に対する法定の割増賃金の一部を所定支払日に支払っていないことが判明し、送検に至った。

#### 被疑事実

実習実施者（法人）及び代表取締役について、技能実習生12名に対し、時間外労働の割増賃金の一部について、所定支払日に支払わなかったこと。

#### 違反条文

労働基準法第37条第1項（割増賃金）

## 5 労働基準監督機関と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、外国人技能実習機構等との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。

令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により令和4年以降、技能実習生に係る相互通報は、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報（ 1 ）した件数は18件、労働基準監督機関が外国人技能実習機構から通報（ 2 ）された件数は231件であった。

- 1 労働基準監督機関から外国人技能実習機構へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- 2 外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案  
外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

